

# 3児死亡事故 懲役20年

## 危険運転 故意認める

福岡市東区で06年8月に3児が死亡した飲酒運転事故で、元同市職員の今林大被告(24)に危険運転致死傷罪を適用して懲役20年を言い渡した15日の福岡高裁(陶山博生裁判長)判決は、業務上過失致死傷罪の適用にとどめた一審・福岡地裁判決と同じ判断の枠組みを用いながら、走行実験などを重視して異なる結論を導き出した。新たな判断を評価する声がある一方、21日から始まる裁判員制度での課題が浮かび上がったとの指摘も出ている。

Ⅱ35面に関係記事、33面に判決理由の要旨

### 福岡高裁、一審破棄

## 走行実験を重視

01年の刑法改正で施行された危険運転致死傷罪の適用の可否については、一、二審の判断が分かれるケースが相次いでいる。

今回の福岡高裁判決は、危険運転の要件となる「正常な運転が困難な状態」とは「現実

に道路・交通状況に応じた運転を行うことが困難な心身の状態にあること」として、一審と同じ判断の枠組みを維持した。しかし、臨見運転が事故原因だとして懲役7年6カ月(求刑懲役25年)を言い渡した一審の事実認定を否定し、正反対の結論を導いた。高裁判決は、控訴審で検察

側が証拠として提出した現場での走行実験の結果を重視。現場の道路は左側が下がっている点に注目し、被告側が主張する長時間の臨見は不可能だと指摘した。

被告が自宅やスナックなどで缶ビール1本、焼酎をロックで8、9杯、ブランデーの水割りを数杯飲み、事故後の飲酒検知で呼気1.5あたり0・25グラムのアルコールが検出された点は一審と同様に認定した。

この飲酒の影響をめぐり、一審は被告が事故現場までの狭い道で事故を起こさなかったことなどから「正常な運転が困難な状態ではなかった」としたが、高裁判決は「意識的に慎重に運転したため、危険な状態が顕在化しなかった」と判断。相当に酔っていたことを自覚していたとして、危険運転罪に必要な「故意」も認定した。

高裁判決について、愛媛大学法文学部の小佐井良太准教

授(法社会学)は「一般市民が常識的に考えれば危険運転罪に該当する事故を、判例に捕らわれず踏み込んで認定した」と評価。「あいまいな構成要件が問題視される同罪だからこそ、個々の事件について飲酒の影響を総合的に判断し、判決を積み重ねていくことが重要になる」と話した。

一方、交通事故に詳しい高山俊吉弁護士は危険運転罪も対象となる裁判員裁判への影響にふれ、「あいまいな成立要件のままで裁判の場に市民を迎え入れれば混乱は避けられない」との懸念を示した。